

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス 運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、株式会社近畿予防医学研究所（以下「事業者」という。）が開設する指定訪問介護事業所「ヘルパーステーションここあ石山」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の訪問介護員等は、要介護者に対しては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 要支援者又は介護予防訪問介護相当サービス対象者に対しては、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護（介護予防）支援事業所、地域包括支援センター及び他の居宅（介護予防）サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との線密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第15号）」「大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称等)

- 1 名称 ヘルパーステーションここあ石山
- 2 所在地 滋賀県大津市栄町2番5号

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

- 1 管理者 1名（常勤職員1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

2 サービス提供責任者 1名以上

- ・訪問介護計画・介護予防訪問介護相当サービス事業計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他のサービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

3 訪問介護員 2. 5名以上（常勤換算方法）

訪問介護員は、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 祝日を含む月曜日から日曜日までとする。
(但し、12月29日から1月3日までを除く)
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
年末年始・夜間・深夜・早朝は調整あり。依頼に対し人員調整後にサービスを開始する。

第6条（訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料等）

- 1 指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定（予防）訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大津市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(1) 訪問介護

- ① 訪問介護計画の作成
- ② 身体介護
- ③ 生活援助

(2) 介護予防訪問介護相当サービス

- ① 介護予防訪問介護相当サービス計画の作成
- ② 身体介護及び生活援助の見守りの援助

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 30円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 4 訪問介護（介護予防訪問介護相当サービスを除く。）の利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。
- (1) 訪問予定日前日までに連絡を受けた場合 無料
 - (2) 訪問予定日当日の連絡、または連絡を受けなかった場合 1,080円

第7条 （緊急時等における対応方法）

- 1 訪問介護員は、訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護（介護予防）支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第8条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、大津市のうち膳所・晴嵐・南・瀬田・瀬田第二地域包括支援センター担当地区とする。

第9条 （個人情報の保護）

- 1 事業者は、利用者若しくは利用者家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者若しくは利用者家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人若しくは利用者家族の了解を得るものとする。

第10条 （非常災害対策）

- 1 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知することとする。
- 2 非常災害時の発生の際に、その事業が継続できるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努める。

第11条 （苦情処理）

指定訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

第12条（虐待防止及び利用者の権利擁護）

- 1 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条（暴力団排除）

- 1 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第14条（その他運営に関する重要事項）

- 1 従業者は職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。
- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社近畿予防医学研究所と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

平成29年4月1日 一部改正
平成30年8月1日 一部改正
令和4年2月1日 一部改正
令和4年6月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正